

コロナ感染症下における ウォーキングイベントの開催についての指針

(令和 3 年 10 月 20 日版)

日本マーチングリーグ加盟 各実行委員会様
オールジャパン・ウォーキングカップ加盟 各実行委員会様
一般社団法人日本ウォーキング協会会員 都道府県ウォーキング協会様
一般社団法人日本ウォーキング協会 サークル・グループ会員様

2021 年 10 月 20 日
一般社団法人日本ウォーキング協会

新型コロナウイルス感染症下におけるウォーキングイベントの開催については、昨年の 2 月以降何回にもわたって当協会としての指針を出し、実施に際してのガイドラインも発行して、開催の可否を検討する際の、また、実施する際の安全を担保する上での皆様の参考に供して来ました。

最新の指針は 7 月 12 日付のものです。この指針では、第 5 波の趨勢や、変異株による感染状況及びワクチン接種の実施状況等を見守りながら、従来以上に慎重に開催の可否決定及び運営を行うこととすることを前提に、1 月指針を継続することとしました。

その後の新型コロナウイルス感染症の状況は、今までには例を見なかった第 5 波の大波に見舞われましたが、8 月の後半には新規感染者数が減少に転じ、その後順調に減少続けた結果、政府は 9 月末日をもって全国 19 都道府県に発出されていた緊急事態宣言及び 8 県に発出されていたまん延防止等重点措置の全てを解除しました。

全ての緊急措置の解除により、ウォーキングイベントの開催についても積極的な動きが見られます。その中で解除後早々に開催されたイベントにおいて、一部地元住民との間で、コロナが収束しきっていない状況下でのウォーキングイベントの開催を巡ってトラブルになった事例も発生しています。

そこで、緊急措置の全面解除や、開催に際する上記の事例等を受けて、新たにウォーキングイベント開催に関する指針を下記の通り更新することにしました。新たな指針も、7 月 12 日付の指針と基本的な考えは変えていません。即ち、引き籠りによる健康二次被害が社会問題化している中で、ウォーキングイベントはその解決の一手段になるので開催を妨げるものではない、しかし、開催に際しては、感染防止の観点で最新の注意を払って行わなければならない、というものです。

ウォーキングイベントも一種の「社会の公器」と言えます。社会との共生ができない、社会の人達から受け入れられないイベントは、開催も出来ません。従来の指針でも、「開催地自治体の意向に沿う」「開催地地元住民の感情に配慮する」等を謳ってきましたが、今回の指針ではこの点を今まで

以上に強調したものとしました。開催団体におかれては、イベントの規模の大小に関わらず、この点に対して細心の注意を払って慎重な運営をされるよう切にお願い致します。

〈指針〉

新型コロナウイルス感染症が、冬期に向かって次の感染拡大の波が予想される中、常に感染状況を見守り、従来以上に慎重に開催の可否決定及び運営を行うこととする。特に、

1. 開催や運営方法に関しては、開催地自治体の意向を尊重し、運営方法に関する指導に従い、従来以上の感染予防対策を講じること。
2. 中大規模イベントについては、都道府県を超えての参加が見込まれるので、開催地自治体と協議の上、必要に応じて参加者の在住地区を絞ること。
3. 開催地やコース上の住民の感情に充分配慮すること。

尚、ウォーキングイベントも社会の公器であるとの認識に立ち、上記①及び③に関し、具体的には次の措置を講じること。

- ① 開催地自治体と、コースが通過する自治体や使用施設（公園等）管理者に対して、事前に計画の概略と感染防止対策の説明をし、了解を得ること。また、指示があった場合にはそれに従うこと。
- ② 開催地並びにコースが通過する道路を管轄する警察署に対して、事前に計画の概略と感染防止対策の説明をし、指示あれば道路使用許可申請をして認可を受けておくこと。
- ③ 大会パンフレットや大会HP等の広報手段を使って、感染防止策を公にしておくこと。
- ④ 開催地やコースが通過する自治体住民からの問い合わせや意見などに対して、誠意をもって懇切丁寧な説明をし、対応をすること。

尚、本指針は、令和3年9月9日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、各都道府県知事宛に発出されている「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」や、9月29日付でスポーツ庁政策課から各スポーツ団体宛てに出されている「9月28日に決定された緊急事態宣言等の終了について」に基づき、これに直近のコロナ情勢に対するJWAの見解を加えて見直したものです。今後もコロナ情勢の変化やそれに伴う国の指針等の更新などの機を捉えて、本指針を更新して参ります。ウォーキングイベントの開催及び運営を考える上で、参考にご供して頂ければ幸いです。

以上

参考資料：

- ①令和 3 年 9 月 9 日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210909.pdf
- ②令和 3 年 9 月 29 日付 スポーツ庁政策課事務連絡
https://www.mext.go.jp/content/20210929-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf
- ③令和 2 年 8 月 1 日付 一般社団法人日本ウォーキング協会発行
「ウォーキングイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 第 2 版」
- ④令和 3 年 7 月 12 日付 一般社団法人日本ウォーキング協会発行
「JWA／新型コロナウイルス感染症予防対策」